

森林の土地を取得したときは届出が必要です

2026年4月～ 届出書に国籍等の記載が始まります



～森林の土地の所有者届出制度の概要～

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町村役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。



なぜ届出が必要なのですか？

A

森林の所有者が分からないと、

- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができない
- ② 事業体が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法に基づき、森林の土地の所有者届出制度が定められています。

また、**令和8年(2026年)4月から、届出書の様式が改正され、所有者となった方の国籍等を新たに記載していただくことになりました。**

なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。



適切に森林整備を推進！



どのような場合に届出が必要なのですか？

A

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林※¹の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出※²を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※1 都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。
市街化区域:2,000m² その他の都市計画区域:5,000m² 都市計画区域外:10,000m²



どのように届出を行うのですか？

A

所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。



届出書の提出



市役所・役場



森林所有者となった方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha超)を行う場合は知事の許可が必要です(保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)。